

令和6年度（2024年度）  
第1回越谷市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会

日にち 令和6年(2024年)6月26日(水)  
ところ 第二庁舎 5階 大会議室

## 目 次

ページ

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 社会福祉審議会・児童福祉専門分科会について…………… | 1～2 |
| 分科会長、副分科会長の選出について……………     | 3   |

### 3 議事

#### 報告事項

- (1) 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について… 4～7
- (2) 令和6年度（2024年度）における保育施設の整備等について …… 8

#### 協議事項

- (1) 第1期越谷市こども計画骨子案について…………… 9～11

## 社会福祉審議会・児童福祉専門分科会について 分科会長、副分科会長の選出について

## 社会福祉審議会・児童福祉専門分科会について

### ○設置根拠・審議事項（越谷市社会福祉審議会条例）

#### （設置）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項及び第12条第1項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### （所管事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
- (6) 認定こども園に関する事項

### ○分科会とは、児童福祉の分科会の所管事項

#### （専門分科会）

第7条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項その他障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項を調査審議する。
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項を調査審議する。

## ○過去の議事内容（令和5年度）

第2回…令和5年 8月21日（月）

第4回…令和5年11月20日（月）

第6回…令和6年 3月25日（月）

### 【協議事項】

- 第3期越谷市子ども・子育て支援事業計画策定概要について
- 次期計画の策定に向けた調査について
- 第1期越谷市こども計画策定に伴う調査結果について
- 幼保連携型認定こども園（令和6年（2024年）4月開設分）の認可・確認について
- 事業類型変更に伴う小規模保育事業の認可・確認について

### 【報告事項】

- 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
- 小規模保育事業所公募の報告等について
- こしがや「プラス保育」幼稚園事業について
- 「こどもまんなか応援サポーター」就任について
- インスタグラム「こしがや子育て」について
- 私立保育所等の利用定員の変更について
- 越谷市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

※第1・3・5回は「障害者福祉専門分科会」と合同で

「第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画」の策定について協議

## ○会議の運営ルール

### （会議）

第6条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （準用）

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

## 分科会長、副分科会長の選出について

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第9条 第5条及び第6条の規定は、第7条の専門分科会及び前条の審査部会について準用する。

分科会長

---

副分科会長

---

### 3 議事

#### ○報告事項

- (1) 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の  
進捗状況について

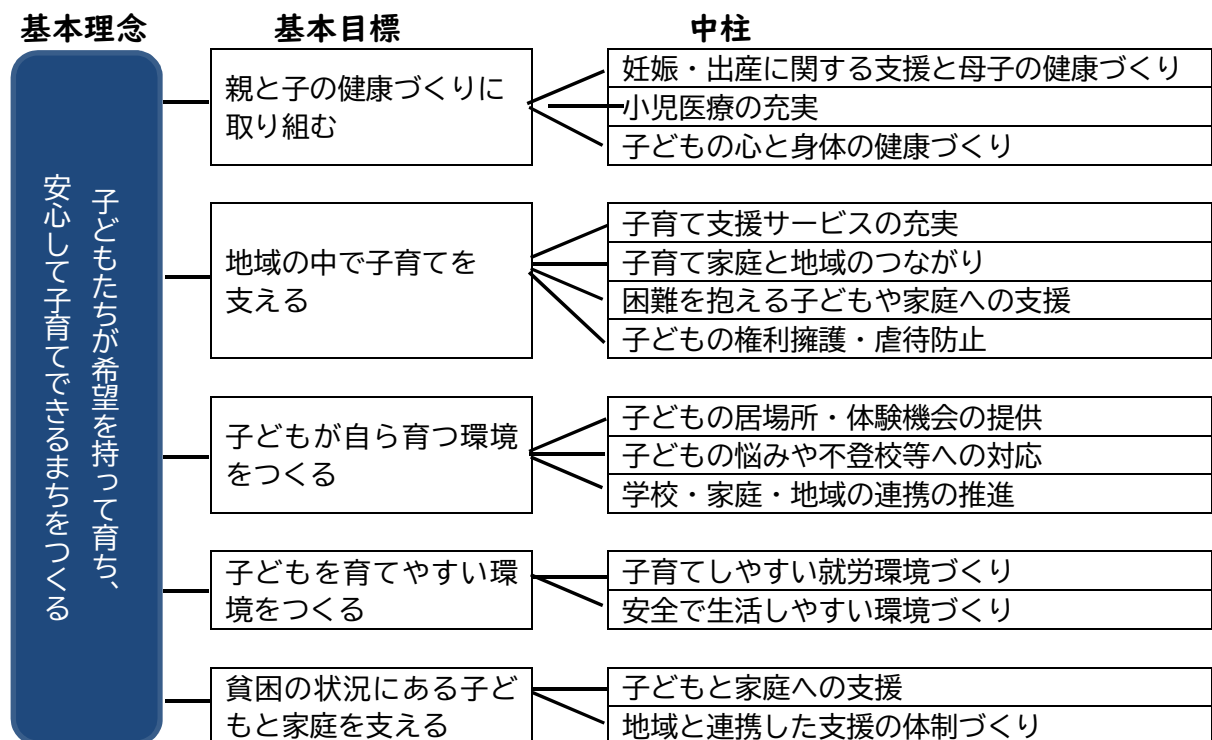
## 第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画進捗状況（第4・5章） 令和5年度進捗状況報告について

### 1 進捗状況について

#### ○計画の進行管理の位置づけ

「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画」第7章では、「計画の進捗状況を把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価」と記載しております。

#### ○計画の体系



#### ○点検・評価の対象

令和5年度の取組を対象に点検・評価を行います。

### 2 各事業の進捗状況

第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画 第4・5章…資料2のとおり  
第6章………資料3のとおり

### 3 各事業の進捗状況（主要事項のみ抜粋）

| 事業名      | こしがや「プラス保育」幼稚園事業                                                           |       |                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標2…地域の中で子育てを支える<br>中柱1…子育て支援サービスの充実<br>小柱（1）…教育・保育施設及び地域型保育事業の整備・拡充     |       |                              |
| 事業内容     | 長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、3歳以降の保育ニーズに対応します。 |       |                              |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                                         | 拡大の理由 | こしがや「プラス保育」幼稚園事業を行う幼稚園が増えるため |

| 事業名      | 子育てサロン事業                                                                                                                                              |       |                                          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標2…地域の中で子育てを支える<br>中柱2…子育て家庭と地域のつながり<br>小柱（2）…子育て支援の輪と人材の確保<br><br>基本目標5…貧困の状況にある子どもと家庭を支える<br>中柱2…地域と連携した支援の体制づくり<br>小柱（2）…様々な課題に対応する情報提供・相談体制の充実 |       |                                          |
| 事業内容     | 子育て中の保護者が気軽に集えるよう交流の場を設けるとともに、子育てサークルによる講座等を開催します。子育ての悩みや不安をもつ保護者に対して、相談員や保育士等が相談を受け、助言・指導を行います。また、各子育て機関やサークル等の子育てに関する情報の提供を行います。                    |       |                                          |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                                                                                                                    | 拡大の理由 | 令和6年6月より大成町の西口自治会館において、隔週で出張ひろばを追加実施するため |

| 事業名      | こども医療費の助成                                                                                                                        |       |                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標2…地域の中で子育てを支える<br>中柱3…困難を抱える子どもや家庭への支援<br>小柱（2）…経済的支援の充実<br><br>基本目標5…貧困の状況にある子どもと家庭を支える<br>中柱1…子どもと家庭への支援<br>小柱（4）…経済的支援の充実 |       |                                |
| 事業内容     | 中学校修了までの子どもに対して、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。                                                                     |       |                                |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                                                                                               | 拡大の理由 | 令和6年4月から支給対象の児童を18歳年度末まで拡大するため |

| 事業名      | 学童保育室の整備（放課後児童健全育成事業）                                                                                                              |       |                                           |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標3…子どもが自ら育つ環境をつくる<br>中柱1…子どもの居場所・体験機会の提供<br>小柱（1）…放課後児童対策の充実<br><br>基本目標5…貧困の状況にある子どもと家庭を支える<br>中柱1…子どもと家庭への支援<br>小柱（2）…生活支援の充実 |       |                                           |
| 事業内容     | 保育需要を見極めつつ保育ニーズに見合った学童保育室の計画的な整備を行います。                                                                                             |       |                                           |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                                                                                                 | 拡大の理由 | 令和6年度に新たに2学童保育室を建設、4学童保育室を校舎内に移設し拡張整備するため |

| 事業名      | プレーパーク事業                                                            |       |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標3…子どもが自ら育つ環境をつくる<br>中柱1…子どもの居場所・体験機会の提供<br>小柱（2）…子どもの居場所・遊び場づくり |       |                                                   |
| 事業内容     | プレーパークの定期開催及び常設化に向けた取り組みを進めます。                                      |       |                                                   |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                                  | 拡大の理由 | 令和6年度から開催日数を増やし、移動型拠点施設（車両）を使用して市内各地でプレーパーク開催するため |

| 事業名      | 教育支援教室（おあしす）                                                           |       |                                             |
|----------|------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標3…子どもが自ら育つ環境をつくる<br>中柱2…子どもの悩みや不登校等への対応<br>小柱（2）…不登校児への支援の充実       |       |                                             |
| 事業内容     | 市内3か所に教育支援教室を設置し、不登校児童生徒の指導を行います。また、将来の社会的自立に向けた個別指導および小集団での体験活動を行います。 |       |                                             |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                                     | 拡大の理由 | 令和6年度からの科学技術体験センターへ4か所目の教育支援教室（おあしす）を開設するため |

| 事業名      | 専任教育相談員・スクールソーシャルワーカーの家庭訪問相談                                     |       |                                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標3…子どもが自ら育つ環境をつくる<br>中柱2…子どもの悩みや不登校等への対応<br>小柱（2）…不登校児への支援の充実 |       |                                                                                              |
| 事業内容     | 専任教育相談員やスクールソーシャルワーカーが不登校児童生徒等への家庭訪問を実施し、将来の社会的自立に向けて個別相談を行います。  |       |                                                                                              |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                               | 拡大の理由 | 自宅から出ることが難しい子どもや連絡がつきにくい家庭などの支援については、アウトリーチ支援が必要であり、アウトリーチ支援ができるスクールソーシャルワーカーを1名増員して対応にあたるため |

| 事業名      | スクールソーシャルワーカーの配置                                            |       |                                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画の位置づけ  | 基本目標5…貧困の状況にある子どもと家庭を支える<br>中柱1…子どもと家庭への支援<br>小柱（1）…教育支援の充実 |       |                                                                                                   |
| 事業内容     | 福祉的支援が必要な家庭に対しスクールソーシャルワーカーを配置し、保護者や児童生徒への相談活動及び訪問相談を実施します。 |       |                                                                                                   |
| 次年度の取り組み | 拡大                                                          | 拡大の理由 | 福祉的支援が必要な家庭支援については、実態把握や相談者のニーズをつかみ、適切な関係機関につなげることが必要であり、調整役やつなぎ役ができるスクールソーシャルワーカーを1名増員して対応にあたるため |



### 3 議事

#### ○報告事項

(2) 令和6年度(2024年度)における保育施設の  
整備等について

## 令和6年度(2024年度)における保育施設の整備等について

### <本市の現状>

令和6年4月1日時点の本市の待機児童数は4名(全て1歳児)

### <今後の見込み>

#### (1) 待機児童の解消

令和7年4月1日における

- ・大沢第一保育所及び中央保育所の建替えによる「(仮称)緑の森公園保育所」の開設
- ・認定こども園ぶどうぞの幼稚園の新棟建設

⇒ 利用定員の増加により、待機児童はほぼ解消される見込み。

#### (2) 就学前児童数と申込者数

- ・就学前児童数:毎年減少し、令和6年は特に0歳児が顕著に減少
- ・申込者数 :毎年微増し、令和6年は特に1、2歳児で顕著に増加

⇒ 既存施設の受入れ可能枠の中で対応可能な推移を見込んでいる。

### <令和6年度の整備方針>

当初「小規模保育事業所」を1事業所程度新設する計画としていたが、今年度については整備の実施を見送るとともに、施設整備に係る補助は行わないこととした。

※引き続き、就学前児童数や申込者数の推移等を注視しつつ、施設整備の必要性について適宜検討を行っていく。

### 3 議事

#### ○協議事項

##### (1) 第1期越谷市こども計画骨子案について

## 第1期越谷市こども計画骨子案について

### 1 本市のこどもに関する計画について

#### ①現行の計画

- ・子ども・子育て支援法に基づく  
第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画  
(計画期間：令和2年度～令和6年度)

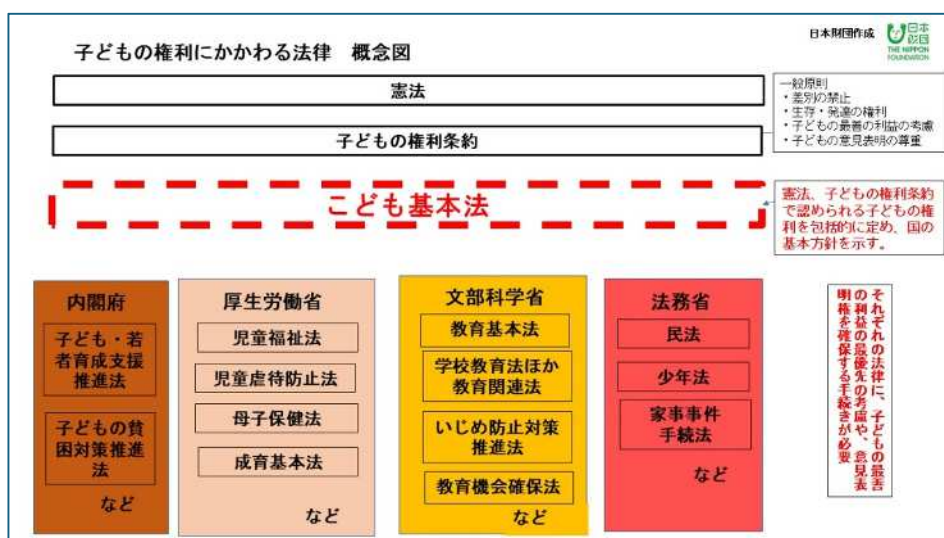


**令和6年度末までに次の計画の策定が必要**



#### ②こども基本法とは

- ・令和5年4月に施行された、こどもに関する上位法



### 【参考】「こども」の定義、対象年齢（国通知より抜粋）

#### 【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない（Q2参照）。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者である子どもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

### ③こども計画とは

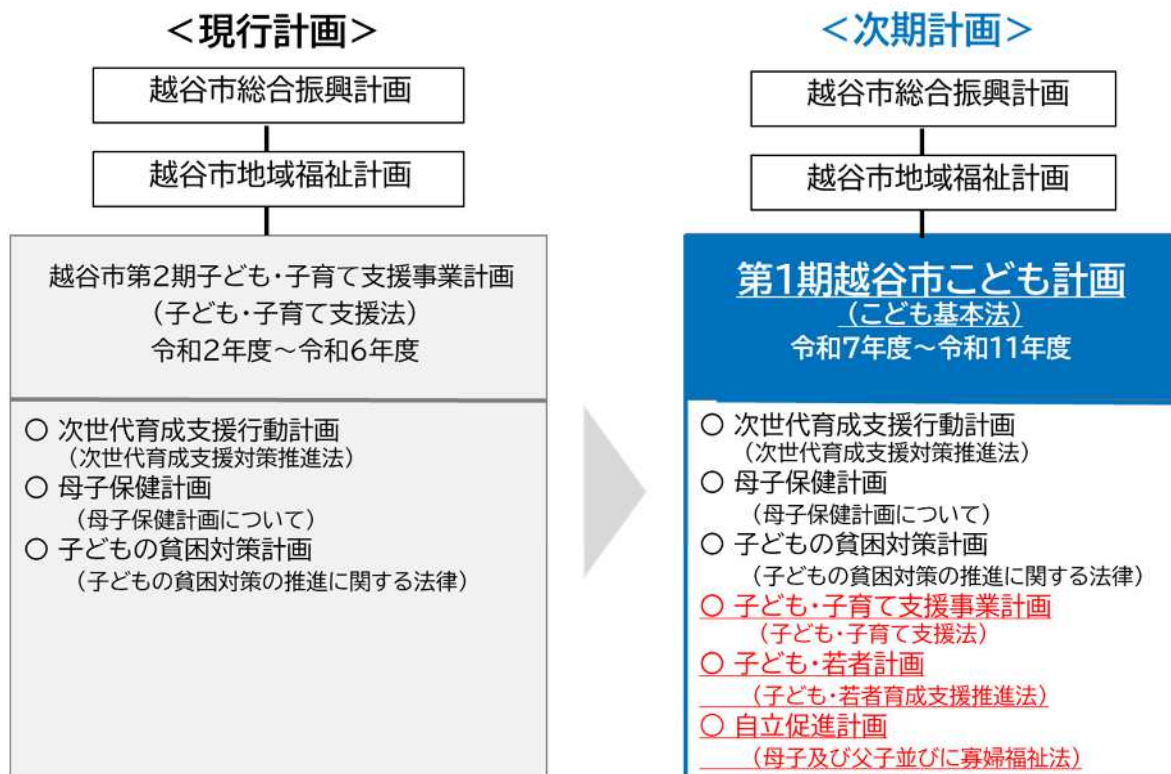
- ・ こども基本法第10条第2項に、「市町村こども計画」が規定

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



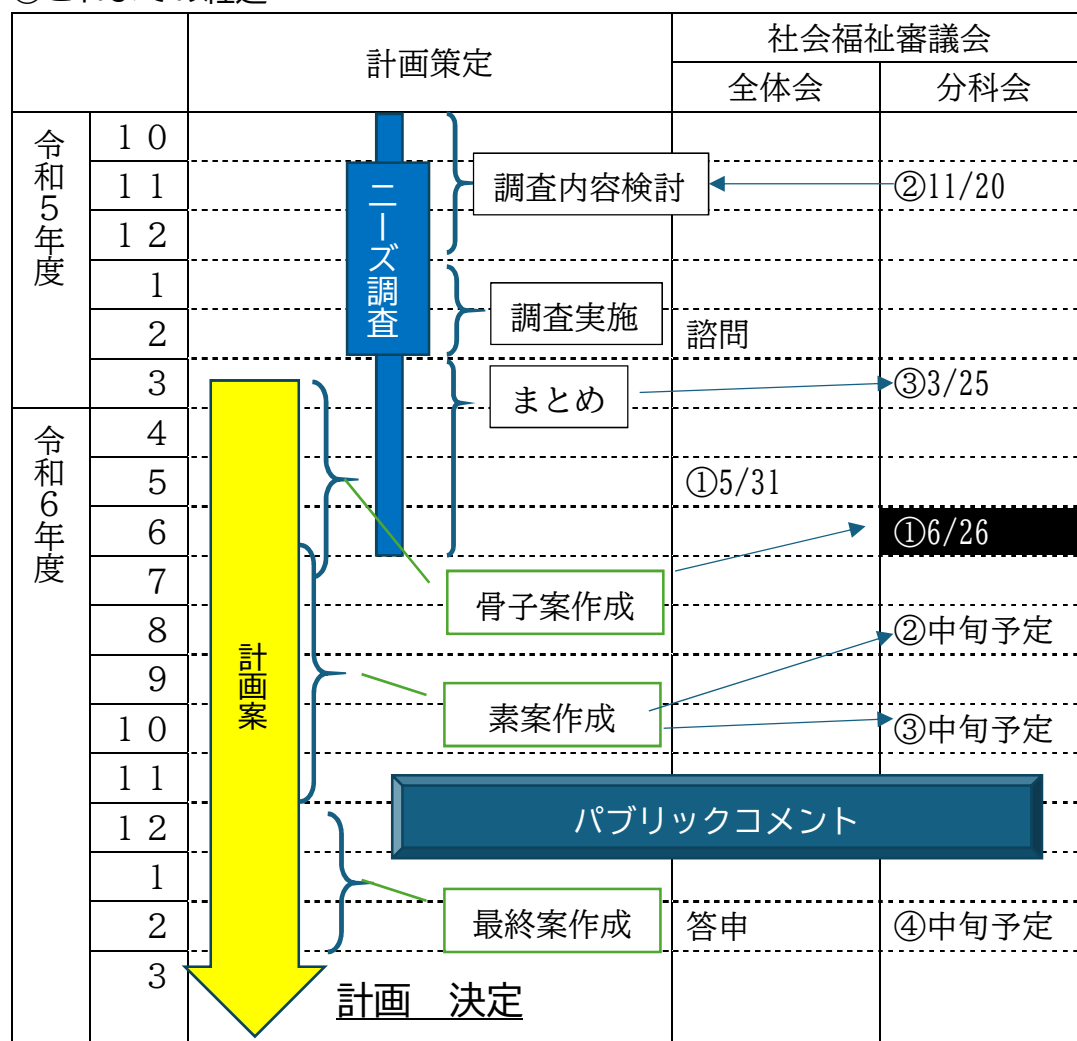
**第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の期間満了に伴い、  
次期計画は「第1期越谷市こども計画」として策定**

【参考】「子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」に移行（イメージ）



## 2 越谷市こども計画（概要説明）

### ①これまでの経過



### ②本日、委員の皆様にご意見をいただきたいこと

論点1 次期計画の体系及び施策の位置づけについて

（資料4・参考資料1・参考資料2）

論点2 次期計画の基本理念について

（資料4・資料5）